

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 水質汚濁防止対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 01 水質汚濁防止対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

工場及び事業場からの排水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

###### 2 事業の内容

###### (1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

###### (2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

##### 実績

###### 平成23年度実績

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査、排水の調査及び改善指導を行った。

立入検査状況(水質汚濁防止法適用事業場)

立入検査事業場延 件数	排水調査事業場延 件数	違反事業場件数	改善指導延件数	改善命令件数
227	118	1	16	0

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

##### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 天神川流域下水道事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 02 天神川流域下水道事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

###### 2 事業の内容

- 水処理施設改築工事(土木・建築)
- 汚泥消化槽改築工事
- 焼却施設空気予熱器改築工事
- ガスタンク改築工事
- 焼却施設空気予熱器改築工事
- 現場監理業務委託
- 電気機械設備診断調査業務委託
- 建築施設改築工事詳細設計業務委託
- 再構築計画等策定に係る情報収集調査業務委託
- PFI導入可能性調査委託
- 幹線管渠防食工事

###### 3 事業の現状及び課題

(1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。

(2)汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は4万m<sup>3</sup>/日であり、現在3.2万m<sup>3</sup>/日の処理能力を有している。

また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成9年度に全て(延長28.6km)完了している。

(3)人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、また、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計画の策定を進めている。

##### 実績

- 水処理施設改築工事(土木・建築) 1式  
建築・土木施設の屋根防水等の補修を行った。
- 焼却施設空気予熱器改築工事 1式

空気余熱器の更新を行った。

○幹線管渠人孔防食工事 1式  
人孔(マンホール)の防食塗装を行った。

## 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「下水道整備」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=92899>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

** 鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 浄化槽の設置促進

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 03 浄化槽の設置促進

##### 施策

###### 1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

###### 2 事業の内容

(1) 市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進

・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)

・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)

(2) 浄化槽の適正管理の指導

・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発

・指導事務の市町村への権限移譲の推進

###### 3 事業の現状及び課題

(1) 鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は90.7%(平成22年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。

(2) 浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が70.8%(平成22年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

##### 実績

平成23年度実績

###### 1 浄化槽の整備の推進

浄化槽の設置を推進するため、次のとおり市町村への財政的支援を行った。

(1) 個人設置型

10,838千円(13市町:63基分)

(2) 市町村設置型

282千円(1町:6基分)

###### 2 浄化槽の適正管理の指導

(1) 維持管理実施率

浄化槽法に基づく保守点検等の実施率は次のとおりであった。

【取りまとめ中】

(2) 管理者への指導

法定検査結果や苦情等により、浄化槽管理者等に対して助言・指導を行った。

(3) 市町村への権限移譲

浄化槽の指導事務について、平成24年度から新たに6市町を加え、計12市町に対して権限移譲を行った。

## 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「浄化槽とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 04 水道水源等監視指導事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 04 水道水源等監視指導事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

###### 2 事業の内容

- (1) 水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2) 水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

##### 実績

平成23年度実績

- (1) 県内139施設(全施設数213)に対し、指導を行った。
- (2) 水質基準項目「1, 4-ジオキサン」について分析機関の精度管理を実施した(参加4機関)。

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

##### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「水道」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 大気汚染防止対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 05 大気汚染防止対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

###### 2 事業の内容

県内の大気環境は、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄であるものの、光化学オキシダントは注意報発令レベルに近づいている。

###### 3 事業の現状及び課題

###### (1) ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

###### (2) 大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○測定局: 鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

###### (3) 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち19物質について環境中の濃度を調査。

○調査地点: 鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

○調査頻度: 月1回(24時間連続採取)

##### 実績

###### (1) ばい煙調査事業

平成23年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,072施設、揮発性有機化合物排出施設4施設、一般粉じん発生施設264施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ125施設に立入りするとともに、排出ガスの調査を行った。

表 煙道中排ガス測定(行政検査)状況(平成23年度)

	いおう酸化 物	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物	合計

	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数	測定 件数	違反 件数
ばい煙 発生施設	5	0	11	0	6	0	5	0	27	0

## 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 06 石綿飛散防止対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 06 石綿飛散防止対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

###### 2 事業の内容

- (1)平成17年6月、(株)クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を制定した。また、不適正な解体等工事を防止するため、平成20年3月、同条例を改正し、「鳥取県石綿健康被害防止条例」とした。(平成20年10月施行)。

###### 3 事業の現状及び課題

- (1)建築物の適正な解体等  
石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。
- (2)建築物における石綿の適正管理  
吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。
- (3)環境中濃度の調査  
環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

##### 実績

###### 平成23年度実績

###### (1)建築物及び解体等工事に対する指導

石綿が使用されている建築物及び解体等工事現場に立ち入りし、建築物における石綿の適正管理、解体等工事における石綿の飛散防止措置の徹底等を指導した。

###### (2)環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、県内3地点において、アスベストモニタリングマニュアル第4.0版(平成22年 環境省大気環境課)に基づく光学顕微鏡法(石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度を分析し、総繊維数濃度が1本/ℓを超過した場合は、電子顕微鏡で石綿を同定する方法)によって調査を実施した。

調査の結果、総繊維数濃度が1本/Lを越えた地点が1箇所あったが、電子顕微鏡で石綿の同定を行った結果、石綿は含まれていなかった。

また、全ての地点において、大気汚染防止法に定める石綿製品等製造工場の敷地境界における濃度基準を大幅に下回るものでした。

【調査地点】

鳥取市、倉吉市及び米子市内各1地点 計3地点

(平成23年度の調査結果 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=197945>)

## 連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 07 騒音・振動・悪臭防止対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 07 騒音・振動・悪臭防止対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

###### 2 事業の内容

依然として県民からの騒音、悪臭等に関する苦情が寄せられている。

###### 3 事業の現状及び課題

- (1) 騒音防止対策  
騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。
- (2) 自動車騒音常時監視
- (3) 航空機騒音調査  
・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)  
・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4) 振動防止対策  
振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。
- (5) 悪臭防止対策  
悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する

##### 実績

平成23年度実績

騒音の防止、良好な生活環境の維持に資するため、自動車騒音及び航空機騒音の調査を実施した。

(参考) 平成24年3月31日現在の地域指定状況

騒音規制地域: 3市1町1村(倉吉市、米子市、境港市、八頭町及び日吉津村)

振動規制地域: 3市1町1村(倉吉市、米子市、境港市、八頭町及び日吉津村)

悪臭規制地域: 3市10町1村(鳥取市、若桜町、日野町、日南町及び江府町以外の市町村)

##### 連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「騒音・振動・悪臭の防止」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

** 鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 08 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

###### 2 事業の内容

- (1) 旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2) 旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

###### 3 事業の現状及び課題

抗廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、安定的な処理を進める必要がある。

##### 実績

- 旧岩美鉱山は、岩美町へ抗廃水処理を委託実施し、町は岩美町鉱害防止協会へ再委託して抗廃水処理を実施した。
- 旧太宝鉱山は、財団法人資源環境センターへ抗廃水処理施設の運営管理に要する経費の一部を助成した。

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

##### 参考URL

水・大気環境課のwebサイトから  
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 農業集落排水事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 09 農業集落排水事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

###### 2 事業の内容

- (1) 污水处理施設の整備
- (2) 管路施設の整備 など

###### 3 事業の現状及び課題

- (1) 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成23年度までに18市町村で実施されている。
- (2) 鳥取県の污水处理施設普及状況は、平成22年度末で90.7%となっており、全国平均の86.9%(岩手県、宮城県、福島県を除く)を上回っている。
- (3) 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

##### 実績

本県の污水处理人口普及状況は、平成23年度末で90.4%となっており、全国平均の86.9%(岩手県、福島県を除く)を上回っている。

- 污水处理施設の整備 2箇所
- 管路施設の整備 1.3km など

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

##### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 土壌汚染防止対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 10 土壌汚染防止対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

###### 2 事業の内容

- (1) 土壌調査に関する指導
- (2) 汚染している土地の管理に関する指導
- (3) 汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4) 地下水質調査の実施

###### 3 事業の現状及び課題

- (1) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成22年度末現在)。
- (2) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成22年度末現在)。

##### 実績

###### 平成23年度実績

・土壌調査に関する指導を行い、また、地下水質調査により土壌汚染若しくは地下水汚染の原因調査等を実施した。

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

##### 参考URL

水・大気環境課のwebサイトより  
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 企業立地事業環境整備補助金

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 11 企業立地事業環境整備補助金

##### 施策

###### 1 事業の目的

県営工業団地への企業立地促進と工業用水の利用促進を図るとともに、工場排水に伴う周辺水環境や農林水産業への影響を防止する。

###### 2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

(要件)

- (1) 県営工業団地に立地を行う企業
- (2) 県営工業用水道から1,000m<sup>2</sup>/日以上給水を受ける企業
- (3) その他県内経済の活性化に著しく寄与するもので、次の要件をすべて満たす事業を行う企業
  - ア 「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野」に関連する事業を行うこと
  - イ 投下固定資産額が30億円以上であること
  - ウ 企業立地等事業補助金における新規常用雇用者が30人以上であること

(補助額)

当該設備にかかる投下固定資産額の1/2(限度額2億円)

(補助対象期間)

平成21年度～平成25年度

###### ※水質処理施設の定義

水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を遵守した排水処理を行うための設備

###### 3 事業の現状、課題

(1) 県営工業団地の分譲が思うように進んでいない。

<竹内工業団地>

- ・昭和61年度から分譲
- ・分譲率(平成22年度末)65.5%

<崎津工業団地>

- ・平成10年度に用地取得して以来未分譲のまま

(2) 要件を満たす案件がほとんどないが、平成23年度に排水処理施設整備を伴う事業が開始される予定。

(3) 近年、技術の進歩に伴い、工業用水道を大量に使用する製造業は少なくなってきた。このため、本事業で排水処理施設の整備を促進するにしても適用範囲外のことも多く、制度の効用が少ないと考えている。今後、県内経済、企業立地動向を勘案しながら制度の見直しを行っていく必要がある。



## 実績

企業が平成23年度～平成24年度にかけて排水処理施設の整備を実施。平成24年度中に補助金を交付する予定。

## 連絡先

商工労働部 産業振興総室企業立地推進室 電話0857-26-7566

## 参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 12 排水処理におけるホウ素除去メカニズムの解明と新規排水処理技術の開発

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 12 排水処理におけるホウ素除去メカニズムの解明と新規排水処理技術の開発

##### 施策

###### 1 事業の目的

ホウ素は、水質汚濁防止法により排水基準が規定されている。しかし、従来技術では、排水処理が難しく、高コストになる等の課題がある。

そこで、排水処理施設におけるホウ素の挙動及び除去のメカニズムの解明を進め、新規のホウ素処理技術を確立する。また、ホウ素の回収、リサイクルを含めた技術的な検討を進めることで、排水からのホウ素の除去及び資源化の促進に資する。

###### 2 事業の内容

排水処理におけるホウ素除去メカニズムの解明と新規ホウ素処理技術の開発を行う。

- (1) 吸着法等による新規の排水処理技術の確立
- (2) 排水処理施設におけるホウ素の挙動、除去メカニズムの解明
- (3) 解明された除去メカニズムを活用したホウ素処理術の確立

###### 3 事業の現状及び課題

各種の化学物質のホウ素に対する吸着性及びホウ素吸着能を有する微生物の検索を行っている。見いだされた微生物等のホウ素吸着特性の分析及び吸着能力を明らかにしている。

##### 実績

各種吸着材によるホウ素吸着能を分析し、無機化合物及び微生物について比較的高い吸着能があるものを見いだした。また、微生物等のホウ素吸着特性及び吸着能力を明らかにした。

##### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

##### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 13 酸性雨調査事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 13 酸性雨調査事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

###### 2 事業の内容

- (1) 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

###### 3 事業の現状及び課題

###### (1) 酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

- ・調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

###### (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)

- ・調査地点: 大山地内
- ・平成23年度調査内容: 樹木衰退度調査

##### 実績

###### (1) 酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

- ア 調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

###### (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)

- ア 調査地点: 大山地内
- イ 平成23年度調査内容: 樹木衰退度調査

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

##### 参考URL

鳥取水・大気環境課のwebサイトより  
「水・大気環境課」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 14 鳥取県における黄砂・大気粉じんの実態及び健康影響に関する基礎的調査研究

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 14 鳥取県における黄砂・大気粉じんの実態及び健康影響に関する基礎的調査研究

##### 施策

- ・化学成分(ニッケル、コバルト、クロム等)
- ・真菌(カビ)
- ・エンドトキシン(細菌の細胞壁の成分である毒素)
- ・アクロレイン(有機化合物アルデヒドの一種)

○金属成分濃度の変動については東部、中部、西部でほぼ同様な変動を示した。

○黄砂日に、喘息症状の悪化要因となるクラドスポリウム等の真菌、エンドトキシンの濃度がいずれもやや高くなることを確認した。

○金属アレルギーの原因物質とされるニッケル、クロム、コバルトのうち、ニッケル、クロムについてはこれまでに黄砂日での濃度が高くなることを確認していたが、新たにコバルトについても調査を行い、同様に黄砂日に濃度が上昇することを確認した。

##### (2) 課題

黄砂の人体影響については、大学と連携して健康影響の解明に取り組んでいく必要がある。

##### 実績

黄砂時に、ニッケル、クロム、コバルト等の金属、真菌(特にクラドスポリウム)、エンドトキシンの濃度が上昇する傾向があった(平成23年度の飛来日数は6日)。継続して調査を実施する。

##### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

##### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「地域環境の保全再生と活用に資する調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 15 持続可能な地下水利用検討事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 15 持続可能な地下水利用検討事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

大山南西麓、鳥取平野における地下水の貯留量や水収支の現状、地下水の流動機構の把握を行い、持続可能な地下水利用のあり方を検討する。

###### 2 事業の内容

###### (1) 制度検討

平成22年度中に共同研究で得られた知見を基に「持続可能な地下水利用に係る検討会」で、地下水利用に係る規制等の必要性やあり方を検討し、方針を決定する。

###### (2) 大山南西麓の継続監視調査

大山南西麓の観測機器(河川流量、降水量、地下水位、融雪水量)のデータは、2年分しかなく、気象条件の変化にどう変化するか十分な情報が得られていない。今後、現在の観測地点での継続監視をしていながら、必要に応じて地点の見直しをする。

###### (3) 鳥取平野の塩水化

今回の調査研究で、塩水化の現況と原因を推定できたが、今後の推移を継続監視する必要がある。また、地下水位の状況については、観測機関の協力を得ながらデータを収集する。

###### 3 事業の現状及び課題

###### <鳥取平野>

○鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海水面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。

○鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

###### <大山南西麓>

○大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10～20パーセントが深層地下水に供給されている。

○年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要がある。また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

##### 実績

平成23年7月に第4回の持続可能な地下水利用に係る検討会を開催し、「持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ(案)を作成し、市町村、事業者等との意見交換会を開催したほか、大口採取者とは個別に意見聞き取り等を実施した。また、条例の運用等に係る影響調査の手法等については、鳥取大学と協議を重ね、条例案の制定に取り組んだ。」

## 連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

## 参考URL

水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4597>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 16 鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 16 鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

##### 施策

###### 1 事業の目的

豊富で良好な水質とされる鳥取県内の地下水・湧水について、水質を把握・評価するとともに、水循環と水質の形成過程に着目し、その年齢や涵養域、水質と周辺の自然環境(土壌・地質、植生)との関係に関する知見を得て情報提供し、鳥取県の地下水・湧水や周辺の自然環境の保全と、持続可能で賢明な利用に繋げる。

###### 2 事業の内容

(1) 地下水・湧水の年代や涵養域の推定(H22～23年度)

名水等県内の代表的な地下水・湧水の年齢(年代)や涵養域を推定し、これらがどこからどれくらいの時間を経てやってきているのかを示し、涵養域の保全や地下水・湧水が「長い年月を経て得られる大切な資源」としての認識に繋げる。

ア 年齢(滞留時間)の推定

イ 涵養域の推定

(2) 地下水・湧水の涵養域～湧出域にかけての自然環境(土壌・地質、植生)と水質との関係の把握(H22～24年度)

降水や河川水等の地表水が土壌・地質や植生に接触・浸透する過程や、地中での存在環境によって地下水・湧水の水質が形成されることに着目し、大山周辺地域の地下水・湧水(特に名水)の涵養域～湧出域にかけての土壌・地質、植生を把握し、水質との関係等を捉えて示し、周辺の自然環境、特に涵養域の保全に繋げる。

###### 3 事業の現状及び課題

国・県により名水指定された県内9箇所の湧水のおおよその年齢(全て30年未満)、及び大山周辺の5箇所の涵養域(方向・平均標高)が判った。また、県西部地域を中心に代表的な地下水・湧水の水質調査(主要溶存イオン等)及び評価(タイプ分け、おいしさ指標等による評価)を実施した。今後は詳細な年齢(1年刻み)の推定や、水質と周辺環境(地質・植生等)との関連性の把握等を実施する。

##### 実績

名水等県内の代表的な9箇所の湧水について、詳細な年齢(滞留時間)の推定を実施し、用呂の清水、布勢の清水、宇野地蔵タキ、奥大山の水、杵水高原の水は10年程度未満のかなり若い水と推定され、他は10年以上で本宮の泉と地蔵滝の泉は比較的古い(20～40年)と推定された。

大山周辺の地下水・湧水の水質形成過程の一因として、山麓に広く分布する過去の火山活動に伴う噴出物の鉱物の風化反応が考えられた。



## 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

## 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 17 鶏舎悪臭防止特別対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 17 鶏舎悪臭防止特別対策事業

##### 施策

##### 1 事業の目的

養鶏場の鶏舎内から発生する鶏の臭い(けもの臭)等の悪臭の発散を防止する施設に対して助成し、臭気対策の新しい取り組みを推進することを目的とする。

##### 2 事業の内容

鳥取市賀露にある養鶏場から発生するけもの臭等の悪臭の発散を防止するため、鶏舎排気口に細霧脱臭装置を設置するとともに、臭いが付着した粉じん等を捕捉させるためのネットを鶏舎間に設置する事業に対して、補助する鳥取市に対して助成する。

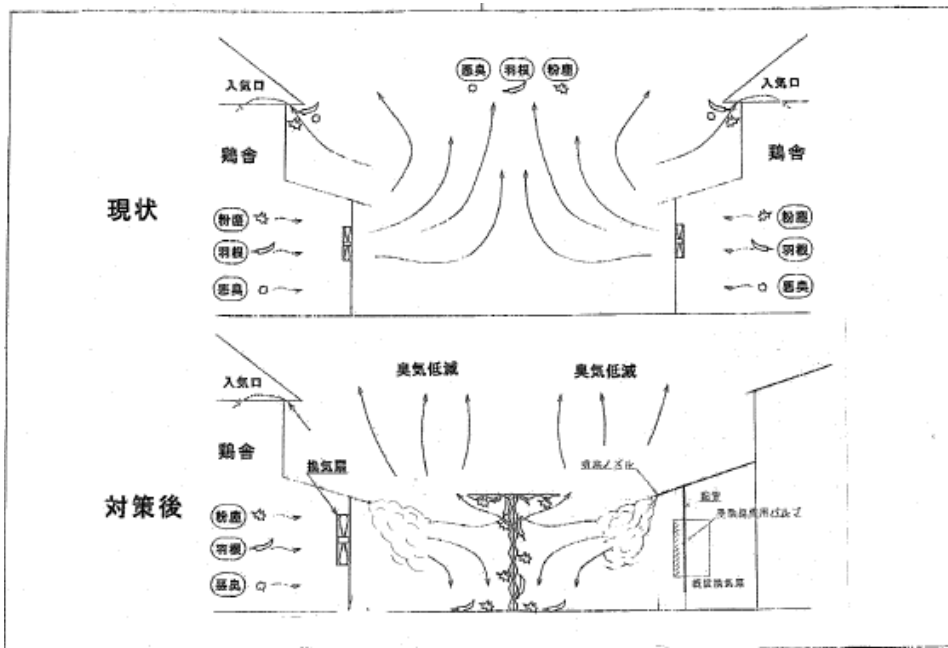
補助事業の内容	補助率等
養鶏場から発散するけもの臭等の発散防止施設に対する助成 ・鶏舎排気口への細霧装置の設置 ・鶏舎間に粉じん等捕捉用ネットを設置 ・その他附帯施設の設置	県1/4以内(予算額9,768千円) 鳥取市1/4以内

##### 3 事業の現状及び課題

- ・当該養鶏場は、平成20年度悪臭防止特別対策事業により鶏糞発酵施設から発生する悪臭の脱臭施設整備に対して、県と鳥取市から助成を受け施設整備。鶏糞発酵施設からの悪臭問題はほぼ改善。
- ・鶏糞発酵施設の臭気対策後、鶏舎から発生する鶏自体の臭い(けもの臭)等の臭気に対して、周辺住民から苦情が寄せられている。
- ・畜舎内から発生する臭気の脱臭施設については、実用化されている施設は全国的にもほとんどない。

(課題)

- ・鶏舎から発生する臭気をできるだけ周辺環境に発散しない対策が必要。



〈鶏舎悪臭発散防止施設イメージ図〉

## 実績

### 鶏舎換気施設への消臭細霧装置と鶏舎間防塵ネットの設置

#### 1 設置費用

21,550,000円 うち補助金10,775,000円(県1/4、鳥取市1/4)

#### 2 工事期間

着工 平成23年8月1日

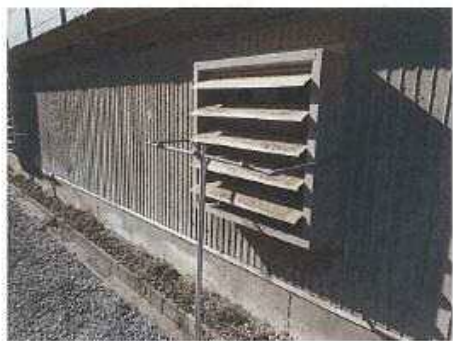
完了 平成23年9月30日

#### 3 施設概要

- (1) 鶏舎側面に装着している換気用排出ファン(1鶏舎28台:小型8台、大型20台)の各排出口に細霧ノズルを装備し、鶏舎から排出する鶏個体並びに鶏舎固有の臭気の低減化を図るために消臭細霧装置を設置した。
- (2) 上記の消臭細霧装置と併せて、各鶏舎間の空間に防塵ネット(高さ約2m×幅約2m×鶏舎長約100m)を設置し、鶏舎側面から排気する鶏舎内臭気、粉塵、羽毛等の飛散を防止し臭気の拡散、軽減を図った。
- (3) 消臭細霧装置に使用する細霧専用給排水設備の井戸を設置した。

1. 消臭細霧装置ならびに防塵ネット施設

小型ファン



大型ファン



稼動状況



## 2. 給水設備



## 連絡先

農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7286

## 参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3685>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 18 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 18 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

##### 施策

###### 1 事業の目的

畜舎から発生する悪臭の除去及び簡易汚水処理施設から排出される処理水中のCOD(化学的酸素要求量)、色度を低減させるため、光触媒等を活用した脱臭技術及び汚水処理技術を開発する。

###### 2 事業の内容

###### (1) 畜舎脱臭

- ア 紫外線が効率的に当たり、臭気との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)
- イ 実規模の前段となる小型光触脱臭装置の製作と脱臭能力調査(現地)

###### (2) 汚水処理

- ア 紫外線が効率的に当たり、汚水との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)
- イ 現地実証試験(現地)

###### 3 事業の現状及び課題

畜産経営から発生する悪臭及び汚水について、これまで生物膜を利用した簡易処理方法について研究を行い、県内において実地事例として普及している。しかし、臭気においては脱臭能力の一層の高度化が要望されており、また、汚水においては除去されにくいCOD、色度の低減が課題となっている。

##### 実績

実験室規模の試験を実施した結果、以下の知見が得られた。畜舎脱臭においては、期待された脱臭効果が認められ、今後実用規模での試験を行うこととしたい。汚水処理については、一定の浄化効果は認められたものの多量の光触媒と紫外線源が必要でありコスト面での課題が示唆されたことから、土壌濾過等の安価な方法に転換することとしている。

##### 連絡先

農林水産部 農林総合研究所中小家畜試験場 電話0859-66-4121

##### 参考URL

鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43013>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 19 ISO17025認定維持及び精度管理事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 19 ISO17025認定維持及び精度管理事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

- (1) 試験検査の信頼性を向上させるため、平成18年3月に取得した試験所認定の国際標準規格である「ISO/IEC17025」の維持を継続し、行政検査における信頼性の向上を図る。
- (2) 県内に所在する検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

###### 2 事業の内容

###### (1) ISO17025認定維持

平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、検査体制の維持及び検査精度の向上を図る。

###### (2) 精度管理事業

県が行政検査を委託する民間の検査機関の技術レベルの確保と検査精度の向上を図る。

培ってきた技術、ノウハウ等を県内試験検査機関に還元し、県内試験検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

##### 実績

###### 平成23年度実績

○平成17年度に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の登録を継続するために審査機関による維持審査を受審し、認定継続可と判定された。

○行政検査業務を受託する民間検査機関等の精度管理の向上のため、精度管理技能試験の実施(県内の環境分野検査機関5機関が参加)及びマニュアルや分析技術に関する相談に対する助言等を行った。

##### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

##### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144227>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 環境汚染化学物質対策事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.2 環境汚染化学物質の適正管理

#### 01 環境汚染化学物質対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。

また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

###### 2 背景、現状、及び課題

(1) 近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2) 特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

###### 3 事業の内容

(1) ダイオキシン類対策事業

###### ○常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

・調査地点: 大気4地点、水質・底質17地点、地下水6地点、土壌15地点

###### ○特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

・検査件数: 排出ガス17施設、排出水2施設

(2) 環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

平成23年度より2年に1回の測定のため、次回調査は平成24年度を予定。

(3) 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

##### 実績

(1) ダイオキシン類対策事業



○常時監視

1 調査期間

平成23年5月～平成24年1月

2 調査地点数

(1)大気:4地点…年4回

(2)水質・底質:17地点(河川:7、湖沼:5、海域:5)…年1回

(3)地下水:6地点…年1回

(4)土壌:15地点(一般環境土壌:7地点、発生源周辺土壌:8地点)…年1回

3 測定結果の概要

測定結果は表1のとおりであり、すべての項目、地点で環境基準を達成した。

調査結果の濃度範囲は、全国における調査結果と比較して低いものであった。また、平均値については、全国調査の平均値程度若しくはそれを下回る値であったが、水質調査の湖山池 松原地先、底質調査の旧加茂川 灘町橋、塩見川 細川、湖山池 松原地先、中海 葭津地先では全国平均値を上回っていた。(全国における調査結果は参考欄参照)。

表1 ダイオキシン類測定結果

調査区分		単位	測定結果	環境基準
			平均値 (濃度範囲)	
大気		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.011 (0.010 ~ 0.012)	0.6 以下
公共用水域	水質	pg-TEQ/L	0.094 (0.021 ~ 0.54)	1 以下
	底質	pg-TEQ/g	5.0 (0.10 ~ 25)	150 以下
地下水		pg-TEQ/L	0.022 (0.015 ~ 0.031)	1 以下
土壌	一般環境	pg-TEQ/g	0.28 (0.0054 ~ 1.2)	1,000以下
	発生源周辺		0.44 (0.0039 ~ 2.1)	

表2 大気の大気ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	5月	8月	11月	1月	年間平均値
鳥取保健所 (鳥取市)	0.0082	0.0097	0.011	0.016	0.011
倉吉保健所 (倉吉市)	0.0096	0.0097	0.014	0.011	0.011
米子保健所 (米子市)	0.0090	0.010	0.010	0.012	0.010
境港市役所 (境港市)	0.0092	0.013	0.012	0.012	0.012
環境基準					0.6 以下

表3 公共用水域（水質・底質）のダイオキシン類濃度

	測定地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
河川	天神川 穴鴨	0.038	0.11
	日野川 生山	0.029	0.10
	塩見川 細川	0.083	7.4
	勝部川 青谷	0.059	0.13
	阿弥陀川 所子	0.064	0.19
	旧加茂川 瀬町橋	0.19	19
	湖沼	湖山池 松原地先	0.54
東郷池 野花地先		0.14	8.9
中海 境水道中央部		0.067	0.44
中海 葭津地先		0.078	25
海域	中海 米子湾中央部	0.073	6.5
	日本海 鳥取市福部町湯山地先 1 km	0.031	0.11
	日本海 北栄町大谷地先 1 km	0.031	0.12
	美保湾 境港市福定町地先沖合 1 km	0.047	3.7
	美保湾 日野川河口西方 2 km の米子市皆生地先 0.5km	0.064	0.16
	美保湾 日野川河口地先北東方 1 km	0.044	0.85
環境基準		1 以下	150 以下

表4 地下水のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

測定地点	測定結果
(旧鳥取市)河内小原簡易水道(河内水源地)	0.015
(旧気高町)第5簡易水道	0.028
(旧北条町)米里水源地	0.031
(旧淀江町)福井第2水源	0.015
(旧名和町)東坪簡易水道(東坪水源)	0.023
(日野町)安原地区簡易水道(安原水源)	0.022
環境基準	1以下

表5 土壌(一般環境)のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果
(旧福部村)鳥取市立福部小学校グラウンド	0.0054
(旧青谷町)鳥取市立青谷中学校グラウンド	0.28
(旧八東町)八頭町立八東中学校グラウンド	0.016
(旧赤碕町)赤碕小学校	0.20
(日吉津村)日吉津上口二区公民館	0.26
(旧会見町)南部町民運動場	1.2
(江府町)江府中学校グラウンド	0.019
環境基準	1,000以下

表6 土壌(発生源周辺)のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果
鳥取市立大正小学校(鳥取市古海)	0.14
コカ・コーラウエストスポーツパーク球技場(鳥取市布勢)	0.35
鳥取県立青谷高等学校グラウンド(鳥取市青谷町)	0.15
浜児童館(湯梨浜町はわい長瀬)	0.55
米子市立大篠津小学校(米子市大篠津町)	0.060
伯耆町立二部小学校(伯耆町二部)	0.0039
米子市立美保中学校(米子市大篠津町)	0.17
亀山公園(日南町下石見)	2.1
環境基準	1,000以下

#### 【参考】

##### ○ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

○1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム。

##### ○TEQ(Toxic Equivalent：毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）【抜粋】  
第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

##### ○平成22年度に国及び地方公共団体が実施した全国における調査結果

	地点数	平均値	濃度範囲	濃度の単位
大気	712	0.032	0.0054～0.32	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
公共用水域（水質）	1,617	0.19	0.010～2.1	pg-TEQ/L
公共用水域（底質）	1,316	6.9	0.054～320	pg-TEQ/g
地下水	608	0.048	0.0098～0.44	pg-TEQ/L
土壌	976	3.0	0～94	pg-TEQ/g

#### ○特定施設の立入検査

##### 1 検査対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法第2条に規定される「特定施設」のうち、大気排出基準適用施設14施設及び水質排出基準適用事業場2事業場

##### 2 期間

平成23年9月～平成24年2月

##### 3 検査結果の概要

###### (1)大気排出基準適用施設

検査を実施した14施設すべて排出基準を満たしていた。

###### (2)水質排出基準適用事業場

検査を実施した2事業場すべて排出基準を満たしていた。

###### (2)環境ホルモン濃度調査事業

H23未実施

###### (3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。（環境省委託事業）

## 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

水・大気環境課webサイトより

「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課webサイトより

「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 化学物質管理促進事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.2環境汚染化学物質の適正管理

#### 02 化学物質管理促進事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表(情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

###### 2 背景、現状、及び課題

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

###### 3 事業の内容

###### (1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

###### (2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

##### 実績

## PRTR届出数

H24届出

提出先		合 計(平成23年度)		
		紙	電子	FD
国土交通大臣	16	11	5	
文部科学大臣	0			
環境大臣	20	10	10	
経済産業大臣	218	98	120	
農林水産大臣	3	1	2	
防衛大臣	2	2		
合 計	259	122	137	

## 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

水・大気環境課webサイトより  
「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 01 環境影響評価制度

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.3環境影響評価の推進

#### 01 環境影響評価制度

##### 施策

##### 1 事業の目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより、環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するための制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

##### 2 事業の内容

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

##### (1)鳥取県環境影響評価審査会の開催

- ・方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- ・方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

##### (2)条例対象事業の審査・検討

##### 3 事業の現状及び課題

現在、東部広域行政管理組合が「可燃物処理施設整備事業(仮称)」に係る環境影響評価方法書」に基づき、環境影響調査を実施しているところ。

##### 実績

平成23年度は、手続き中の案件(東部広域行政管理組合による「可燃物処理施設整備事業(仮称)」に係る環境影響評価)について準備書の提出があったが、環境影響評価審査会は開催しなかった。

##### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「環境影響評価に関すること」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 公害苦情相談窓口の設置

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.3環境影響評価の推進

#### 02 公害苦情相談窓口の設置

##### 施策

###### 1 事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

###### 2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる(各市町村、東・中・西総合事務所生活環境局並びに日野総合事務所福祉保健局)

###### 3 事業の現状及び課題

平成22年度 公害苦情相談件数 342件(典型7公害 233件 典型7公害以外 109件)

##### 実績

###### 【公害苦情件数の状況】

相談件数は376件で、前年度比 約10%(34件)の減少であった。

内訳は典型7公害が243件、典型7公害以外が133件であった。

典型7公害のうち、件数が最も多かった公害苦情は大気汚染の87件であり、増減が最も大きかった公害は騒音で11件の増加であった。

また、典型7公害以外の公害では、廃棄物の不法投棄が117件と、昨年度に比べて25件増加した。

##### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「苦情相談窓口の設置」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 公害紛争処理制度

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.3環境影響評価の推進

#### 03 公害紛争処理制度

##### 施策

###### 1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

###### 2 事業の内容

- (1)公害審査委員候補者の委嘱
- (2)あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会の設置

###### 3 事業の現状及び課題

- (1)公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を10名委嘱している。
- (2)公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会を設置し、公害紛争の解決を図っている。

##### 実績

平成23年度は申請がなかった。

##### 連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「公害紛争処理制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) →01 北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.4北東アジア地域と連携した環境保全の推進

#### 01 北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

###### ●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
- 3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
  - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
  - ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
  - ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
  - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

###### 2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

###### 3 事業の現状及び課題

- ・平成22年5月、第15回地方政府サミットに併せて、第2回環境保護機関実務者協議会が開催され、各国の廃棄物・海洋ゴミに対する環境施策等について意見交換が行われた。またサミット共同宣言に淡水の保全、海洋ゴミ減少対策等の情報共有と共同で対処する施策への積極的な協力が盛り込まれた。
- ・平成23年度は、「水域の環境保全」をテーマに意見交換等を行う予定。

##### 実績

第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット(平成19年10月)で採択された「環境交流宣言」に基づき、平成23年9月に中国吉林省で開催された「第4回北東アジア環境保護機関実務者協議会」に参加し、今回の主テーマである「水質汚濁問題」と「水系生態系環境の保全」について、各地域の取組状況と課題について共通認識を図った。

また、各地域の環境状況は異なるものの、問題解決に向けて可能なことから連携して取り組んでいく方向性を確認した。

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「国際的な連携」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 第7回鳥取県・江原道環境衛生学会

 [もどる](#)

## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.4北東アジア地域と連携した環境保全の推進

#### 02 第7回鳥取県・江原道環境衛生学会

##### 施策

###### 1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

###### 2 事業の内容

- 開催月:平成23年10月26日(水)
- 場所:衛生環境研究所
- 参加者:約100名を予定
  - ・基調講演
  - ・調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ  
衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

- ・総合討論、学会まとめ
- ・共同研究に係る協議

###### 3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計6回の学会を開催した。鳥取県と江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

##### 実績

- 1 開催日 平成23年10月26日(水)
- 2 場所 鳥取県衛生環境研究所 大会議室
- 3 参加者 約82名  
(鳥取県関係75名 韓国江原道保健環境研究院7名)
- 4 概要:鳥取県衛生環境研究所と江原道保健環境研究院の研究者が一堂に会し、両院が行う調査研究について

での発表、討議及び両地域の抱える衛生環境分野の諸課題について活発な意見交換が行われた。

【午前の部】

○基調講演「新型インフルエンザの発生と対策」 鳥取大学医学部医学科 教授 景山誠二

○研究発表(環境分野)

「廃ブラウン管鉛ガラスのリサイクルのための分相による鉛分離」 鳥取県衛生環境研究所 リサイクルチーム長 門木秀幸

「軍部隊の可燃性廃棄物を用いた新再生エネルギーに関する研究」 江原道保健環境研究院 廃棄物分析課 環境研究士 朴英漢

○研究発表(衛生分野)

「鳥取県のウイルス性下痢症」 鳥取県衛生環境研究所 保健衛生室 研究員 浅野康子

「春川地域で採集したマラリア媒介蚊の種分布特性」 江原道保健環境研究院 疾病調査課 保健研究士 李泰俊

【午後の部】

○意見交換会

「食品中の残留農薬迅速分析法について」

## 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

## 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

## 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)